

2026年2月10日

各 位

所在地 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
 会社名 フジ住宅株式会社
 代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 宮脇宣綱
 (コード番号 8860 東証プライム市場)
 問合せ先 常務執行役員 I R 室長 野口恭久
 (TEL 072-437-9010)

役員及び従業員に対する株式交付信託制度への追加拠出及び第三者割当による 自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月期より導入しております役員向け株式交付信託制度（以下、「本役員向け制度」といいます。）及び従業員向け株式交付信託制度（以下、「本従業員向け制度」といいます。）と併せて「本制度」と総称し、本制度のため設定済みである信託を「本信託」といいます。）について、本信託に対し金銭を追加拠出すること（以下、「追加信託」といいます。）及び第三者割当による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことにより本信託が当社株式を追加取得することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2020年5月8日公表の「従業員及び役員に対する新しいインセンティブ・プランの導入に関するお知らせ」、2021年5月11日公表の「役員及び従業員に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」及び2025年5月2日公表の「役員に対する株式報酬制度の一部改定及び継続に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 追加信託の概要

名 称	役員向け株式交付信託	従業員向け株式交付信託
① 取得する株式の種類		当社普通株式
② 株式取得資金として追加信託する金額	32,580,000円	276,120,000円
③ 追加信託日		2026年2月26日
④ 追加取得する株式の総数	40,000株	360,000株
⑤ 株式の取得方法		当社自己株式の第三者割当により取得
⑥ 株式の取得予定日		2026年2月26日

(注) 本信託は、今回の追加信託に係る金銭と信託財産に属する金銭（役員向け株式交付信託100,000円、従業員向け株式交付信託18,000,000円）を原資として当社株式の追加取得を行います。

2. 本自己株式処分について

(1) 処分の概要

① 処分期日	2026年2月26日
② 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 400,000株（うち役員向け株式交付信託40,000株、従業員向け株式交付信託360,000株）
③ 処分価額	1株につき817円
④ 処分総額	326,800,000円
⑤ 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
⑥ その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、本制度を継続するにあたり、役員向け株式交付規程及び従業員向け株式交付規程に基づく付与株式数と、見込まれる受給予定者数に基づき算定した交付予定株式総数を取得するため、金銭を追加信託することいたしました。

また、当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行って参りましたが、その自己株式を有効活用するため、本信託への割当を行うこといたしました。処分数量につきましては、役員向け株式交付規程及び従業員向け株式交付規程に基づく付与株式数と見込まれる受給予定者数に基づき算定した交付予定株式総数に相当するものであり、2025年3月31日現在の発行済株式総数に対し1.09%（少数第3位を四捨五入。2025年3月31日現在の総議決権総数364,101個に対する割合1.1%）となります。加えて、本制度の継続により、取締役等及び従業員等は、株価上昇による経済的利益を收受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲や経営参画意識を高める効果が期待できます。以上のことから、希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

(3) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日である2026年2月9日の東京証券取引所における当社株式の終値である817円といたしました。

当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日（2026年2月9日）の直近1カ月間（2026年1月13日から2026年2月9日）の終値平均である816円（円未満切捨て）からの乖離率は0.12%、直近3カ月間（2025年11月10日から2026年2月9日）の終値平均である806円（円未満切捨て）からの乖離率は1.37%、直近6カ月間（2025年8月12日から2026年2月9日）の終値平均である804円（円未満切捨て）からの乖離率は1.62%となっております。（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえない、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査役全員（3名にて構成。うち2名が社外監査役）が、割当予定先に特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

(4) 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上